最低賃金を全国一律 1500 円に引き上げ、中小企業支援の充実を求める 意見書(案)

日本共産党前橋市議団

最低賃金は、労働者の生活安定、労働条件改善を図る上で大変重要な役割を担う ものである。最低賃金の引き上げは、賃金の底上げに留まらず、労働者の生活の質 や企業の生産性を高め、消費購買力を活性化し、地域経済に好循環をもたらすもの である。

現在、全国の労働者の約4割、青年と女性に至っては半数以上が非正規雇用労働者であり、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という 状況が広がっている。

労働者の経済的自立がおぼつかない状況こそ、少子化の最大要因でもある。昨今の急激な物価高に消費税の負担増もあり、国民の生活水準の向上と地域経済の活性化に大きな効果をもたらす最低賃金の抜本的引き上げは急務である。

また、都道府県ごとの最低賃金は、東京都の1,041円から高知県、沖縄県の820円まで最大221円も差があり、地方から大都市部への人口流出の要因ともなっている。

最低賃金引き上げのためには、賃金や税、社会保障の負担軽減など、国による中小企業への直接支援が抜本的に強化されなければならない。更に、重層下請け構造のわが国の経済システムのもと、取引上の力関係を悪用した単価の買いたたき、一方的な発注中止などを許さない公正な取引ルールの確立が、地域の雇用を守り、市内中小業者の健全な発展を支えていくためにも必要である。更に大企業にも協力を求め、過大な内部留保金については適正課税を求めるべきである。

労働者の生活の質、消費購買力の向上で、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済を確立するためにも、最低賃金の抜本的な改善が必要である。

よって国に対し、下記事項の実施を強く求めるものである。

記

- 1 最低賃金を時給 1500 円以上にすること
- 2 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金を確立すること
- 3 中小企業に対する賃上げのための財政支援を抜本的に強化すること
- 4 前項の支援財源は大企業の内部留保金への時限的課税で確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。